

基本的人権をまともな理由なく制限

あいかわらず

選挙活動を足止めする通知

そもそも発出すべきではない! これでは心理的圧迫が強すぎて選挙活動を足止めする……

規制対象は「地位利用」だけ 教育基本法も「学校」をしばるのみ。教員「個人」は拘束しません

理事(総務・財務担当)

尾藤広幸

衆議院議員総選挙における服務規律の確保について

標記のことについて、文部科学省大臣官房人事課計画調整班より参考として別紙1のとおり事務連絡がありました。

国立大学法人の役員及び職員については、国家公務員法第102条等に定めのある政治的行為の制限等は適用されませんが、買収、戸別訪問等の一般的な公職選挙法違反のほか、別紙2のとおり、公職選挙法第137条及び教育基本法第14条第2項等規定されています。

つきましては、法令に反する行為、誤解を招く行為等により大学の信用を傷つけることのないよう、貴管下職員に周知いただきますようお願いいたします。

三重大学における労働条件等に関するお問い合わせ(前号に続く)

記

②昨年「改正」された配偶者等扶養手当廃止にともなう影響試算について

同様に3月9日の団体交渉の席上で、配偶者等扶養手当の廃止につき、その試算を示していただくように要請したところ、事務局長より、提示する旨の回答がありました。その後当方の試算表も示させていただいたところです。ただちにこの試算表の提示を求めるよう要請します。

③3月2日の予備交渉の際に議題となった学内の水道水の水質につき、7月8日付け事務連絡により、津市の水道水を「2割程度混合」して流す旨の連絡がありました。その後これに対して9月1日現在で、事務局長から、8月1日段階での推移として、「市水を2割程度混合しましたが、期待した蒸発残留物の値は下がっておらず、これまでとほぼ同様のレベルとなっています」との回答がありました。使用者としての安全管理義務の観点から、三重大学当局は、責任をもって改善につとめるべきです。この点につき、継続的なモニタリング結果の報告とともに、状況の改善の目標およびその手段をお示しいただくとともに、その途中経過についての報告を公表していただきますよう要請します。

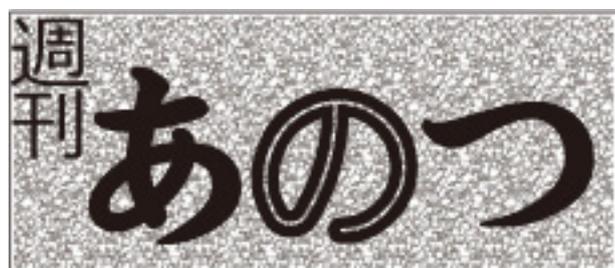
以上

*前号に続き、中央執行委員会が大学当局に提出した問合せ状を掲載します。

先週17日(火)、選挙活動につき、当局から上記通知が出されました。「参考として」とあるように、教職員には適用されません。教職員組合は、かねてからこのような選挙活動を足止めする通知は出すべきではないとしてきました。そもそも選挙権は、選挙を通じて〈国家〉を取り結ぶ国民個々人の基本的人権です。制限が正当化されるとしても、公選法は教員が

先週17日(火)、選挙活動につき、当局から上記通知が出されました。「参考として」とあるように、教職員には適用されません。教職員組合は、かねてからこのような選挙活動を足止めする通知は出すべきではないとしてきました。そもそも選挙権は、選挙を通じて〈国家〉を取り結ぶ国民個々人の基本的人権です。制限が正当化されるとしても、公選法は教員が

「学校の見守り、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して」選挙運動を行うことを禁止するのみです。その他の点は、教育者も一般市民と同様に完全に自由なはずで、また教育基本法は、学校としての特定の内容の政治教育等を禁止するものであり、教職員個々の政治的発言や政治的活動を制限するものではありません。この通知は、そもそも出すべきではないのです。



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年10月24日(火) 第190号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

研究者として成長できる教育・労働条件を実現しよう

文部科学省天下り事件の徹底的な再発防止とともに、 教育・学術の自主・自律を本旨とした大学行政の再出発を求める(声明) …上…

2017年9月29日

全国大学高専教職員組合(全大教)中央執行委員会

国公立大学・高専・大学共同利用機関で働く教職員で組織する私たち全大教にとって、文部科学省による再就職規制違反事件は、単に文科省の信用失墜だけでなく、違法な「天下り」の受け入れ先とされた大学などの教育・学術機関に対する市民からの信頼にまで影響する、看過しえないものであった。違法行為に組織ぐるみで手を染めてきた文科省にあらためて抗議するとともに、再発防止の徹底を求めるものである。

一方で、こうした組織ぐるみの違法天下りが繰り返されてきた背景として、文科省が自らの監督行政の対象である教育、学術機関に対し「身内」意識に寄りかかり、教育、学術の自主・自律を守る上でもつべき緊張関係の自覚を欠いた行政運営を行ってきたこと、そして大学など教育、学術機関の側にそれを受け入れざるを得ない状況があったことを私たちとしては指摘せざるを得ない。

文部科学行政は、今回の違法天下り事件の発覚を契機として、教育、学術機関の自主・自律を守り支える本来あるべき姿に立ち戻ることで再出発を果たすべきである。そのための具体的課題を大学、特に国立大学法人等にかかわるものを中心に指摘することで、私たちの声明とする。

1. 交付金・補助金に物を言わせる「大学改革」政策は天下りの温床～基盤的な条件整備を保障する公平・透明な大学行政に転換を～

文科省が所管する教育、学術機関に同省の退職職員が天下れば、許認可に関する相談や補助金・交付金の申請や文部科学行政の動向を探る場面などで、いち早く情報を入手したり、非公式な助言を求めたり、裁量の範囲で有利な取り計らいを求めたりすることを期待させることは自明である。国公立大学をはじめ、教育・学術機関はその運営資金を公費に求める部分が多く、また大学設置審査をはじめ文科省による規制にかかる部分が多いことから、天下り職員によるこうした働き掛けが行われた場合に、各機関の組織運営に対して持つ影響は特に重大なものとなる。

しかも、文科省は近年の各政権による新自由主義的な改革路線に乗って、本来基盤的経費として予算措置されるべき運営費交付金や私学助成金を「大学改革への取り組み」を評価して裁量的に配分する、あるいは時限的な補助金を拡大するなどの施策を繰り返すことで、特定の方向の大学改革への誘導政策を進めてきた。こうした中、予算確保のために天下り職員の存在が学内で重みを増したり、新たな天下り受け入れの誘因が生じたりすることは当然予見されるべき事態である。天下り事件発覚の端緒となった吉田大輔氏の事案において、再就職のきっかけが大学改革全般に関する大規模な補助金事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」へのかかわりにあるとされ、再就職先での教授としての職務内容も「文部科学省等の各種事業関係に関する連絡調整等への関与」とされていたことは、こうした構図の象徴的な事例である。

そもそも、特に構成員の自治によって教育・研究の充実のための内発的な必要性に立脚した自主的・自律的な運営が行われ、それによって学問がもつべき豊かな多様性を担保すべき大学に対して、文部科学省や政権が指向する特定の方向性の「改革」に誘導するような予算配分が行われること自体が問題である。また、近年では特に、各大学が短期的な補助金によるプロジェクトを綱渡りする不安定な組織運営を強いられ、教職員の不安定雇用の拡大などを通じて、日本全般での学術研究業績の低下をももたらしている。教育・研究条件を公平に保障する文部科学行政への転換は、違法な天下りの再発防止だけでなく、日本の高等教育・学術を危機の淵から再生させる上でも不可欠である。

文科省は教育、学術に対して自らの果たすべき本来の役割を自覚し、各大学が天下りを受け入れる誘因を最初からもたらさし得ないような、公平・透明かつ基盤的な条件整備を旨とした大学行政の道を歩み直すことを求める。

(以下次号に続く)

*全大教は、文科省から国立大学法人への天下り問題につき上記の声明を発しました。上下に分けて本紙で紹介します。

非正規教職員の無期転換権を適正に保障させよう